

## 平成30年度協議対象とする事業

### 3 障害児通所支援事業

圏域	事業種別					
	単独の場合も可能			多機能型の場合のみ可能		
福岡・糸島(福岡市を除く)						
粕屋	児童発達支援			医療型児童発達支援		
宗像	児童発達支援					
筑紫	児童発達支援			医療型児童発達支援		
甘木・朝倉	児童発達支援	放課後等デイサービス				
久留米(久留米市を除く)	放課後等デイサービス					
八女・筑後						
有明	放課後等デイサービス					
飯塚						
直方・鞍手	児童発達支援					
田川	児童発達支援					
北九州(北九州市を除く)	児童発達支援	放課後等デイサービス				
京築	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス			

※多機能型の事業として右欄に掲げるものは、単独事業として実施するまでの目標量はないが、左欄に掲げる単独事業との組み合わせ又は右欄内での組み合わせで実施可となるもの。

※空欄は、障害者福祉計画のサービス必要見込量を既に満たしており、当該圏域に協議対象となる事業がないことを示す。